

京田辺市告示第128号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、
下記の書類を公示送達する。

令和8年6月9日

京田辺市長 上 村



記

1 送達する書類

令和8年度市民税・府民税・森林環境税税額変更通知書
還付通知書

2 送達を受けるべき者の氏名

別紙公示送達者一覧のとおり

3 書類の交付について

上の書類は、京田辺市が保管しており、送達を受けるべき者の申出があればいつでも交付します。担当課に来庁のうえ、受領してください。

（担当課）京田辺市市民部税務課

（注意）

上の書類を受領されない場合、地方税法第20条の2第3項の規定により、
告示の日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみな
されます。

別紙

公示送達者一覧

氏名
チン リュウ
グエン ヴァン キュー